平成２９年（フ）第８７号
大阪府岸和田市大工町１番28号
債務者　森下　一寛
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
大阪府岸和田市流木町889番地、前住所大阪府岸和田市作才町109番地の３プリグレイス岸和田603号
債務者　福園　数馬
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
大阪府岸和田市流木町889番地、前住所大阪府岸和田市作才町109番地の３プリグレイス岸和田603号
債務者　福園　友喜
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
大阪府和泉市光明台１丁目32番８―102号
債務者　三居　裕彰
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
大阪府泉南市信達市場1914番地　市営宮本団地５棟405号
債務者　小島　千果（旧姓濱崎）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
大阪府泉大津市豊中町１丁目４番26―102号、前住所大阪府堺市西区草部685番地４
債務者　武原　正幸
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
大阪府貝塚市二色２丁目５番４―701号
債務者　窪田　直美（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
大阪府岸和田市土生町13丁目２番17―503号
債務者　木村　久江
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目４番６号西辻第２ビル214、前住所大阪府和泉市黒鳥町３丁目11番26号
債務者　長濱　善二
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
大阪府泉大津市虫取町１丁目13番19号　ハイツコンフォルト202号
債務者　山下　勉
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
大阪府岸和田市荒木町１丁目６番７号ハイツいずみ102号
債務者　松下　一仁
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
大阪府泉佐野市笠松１丁目６番51―103号、前住所大阪府大阪市北区長柄東２丁目１番24―411号
債務者　金丸　英俊
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
大阪府岸和田市宮本町29番29号
債務者　北野　良行
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
大阪府岸和田市岡山町238番地の46
債務者　荒木　由美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７４号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中２丁目15番12号
債務者　吉岡秋夫こと　李　相烈
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
大阪府泉北郡忠岡町高月北２丁目11番14号、前住所大阪府和泉市池田下町1049番地の11
債務者　兼田　繭美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６３８号
札幌市手稲区西宮の沢５条２丁目７番11―203号
債務者　末永　照久
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４３号
北海道北広島市大曲中央２丁目３番地１　フロンティアプラザ大曲405号
債務者　前山　宮子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部